

## 特定非営利活動法人福島県防災士会 役員選任規定

### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人福島県防災士会（以下「本会」という）の役員選任に関する方法を定めたものである。

### (役員を選任)

第2条 理事長は、役員を選任する総会開催日の40日以上前までに、役員選任について公示する。

### (理事の立候補及び推薦)

第3条 理事に立候補する会員並びに理事に会員を推薦したい会員は、公示期間内に、立候補届または推薦届を、事務局宛に郵便、FAXまたは電磁的方法により提出するものとする。

2 理事候補者及び理事候補者を推薦する者は、特定非営利活動法人日本防災士会の正会員であり、本会の正会員でなければならない。

### (理事候補者選任基準)

第4条 理事候補者の選任にあたっては、次の基準とする。

- (1) 方部会又は専門部の推薦を受けたものを、理事定数の3分の1以上とする。
- (2) 理事会は、理事定数の3分の2以内で理事候補者を推薦することができる。

### (監事候補者の推薦)

第5条 監事候補者は、正会員の中から、理事会または各方部が推薦するものとする。

### (候補者の調整)

第6条 理事及び監事の立候補者及び非推薦者の数が、定款に定める定数を超えた場合あるいは不公平な地域偏りが生じた場合は、立候補者及び非推薦者、推薦者等と協議の上、次の調整を行うものとする。

- (1) 各方部・各専門部会において調整を行う。
- (2) 上記の調整を経て、理事会が選任する委員で構成される「役員候補者選考委員会」が定数の範囲内で候補者を選定し、理事会が「役員候補案」を決定する。

### (理事の担当職務の指名)

第7条 理事長は特定の理事に対して、事務統括、方部会活動支援統括、その他の担当職を命じることができる。

(会長・副会長の委嘱)

第8条 理事長は、理事会の決定により、会長及び副会長を委嘱することができる。

2 会長は、本会の設立趣旨、会員の活動理念を体現し、本会の発展に寄与するとともに、方部会ならびに専門部会、及び会員の表彰を行う。

3 副会長は、会長を補佐し本会発展のために寄与する。

4 会長・副会長の任期は、委嘱を行った理事長の任期と同じものとする。ただし、重任を妨げない。

(顧問、参与等の委嘱)

第9条 理事長は、理事会の承認を得て、防災行政経験者、学識経験者、本会に多大な貢献を行った者等に対して、顧問、参与等を委嘱することができる。

2 顧問、参与等の任期は、委嘱を行った理事長の任期と同じものとする。

3 顧問は、本会の発展のために理事会に意見を具申するほか、役員に対し必要な助言を行う。

4 参与は、本会の発展のため理事長が委嘱した業務にあたる。

(規定の変更)

第10条 この規定は、理事会の決議によって運用に係る内容を変更することができる。変更した場合は、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

2 この規定の変更の際して、定款に係る内容の変更は、総会の決議を得なければならない。

(実施)

第11条 この規定は、平成29年6月11日より実施する。

改定：令和4年8月7日 施行：令和4年8月7日より